



宮 崎 県 公 報

平成23年1月31日(月曜日) 第 2255 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

公 告	頁
○地図及び簿冊の認証……………(農村計画課) 1	○建築士法に基づく建築士事務所の監督処分……(建築住宅課) 1

公 告

国土調査法(昭和26年法律第 180号)第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成23年1月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
えびの市
- 2 地籍調査を行った期間
平成19年4月1日から平成22年3月23日
- 3 地籍調査を行った地域
えびの市大字浦の一部
- 4 認証年月日
平成23年1月21日

建築士法(昭和25年法律第 202号)第26条第 2 項の規定により、次のとおり建築士事務所の監督処分をした。

平成23年1月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 監督処分をした年月日
平成23年1月27日
- 2 監督処分を受けた建築士事務所
 - (1) 名称
タマホーム株式会社宮崎支店一級建築士事務所
 - (2) 所在地
宮崎市吉村町下り松甲2485番地 2
 - (3) 開設者の名称及びその代表者の氏名
タマホーム株式会社 代表取締役社長 玉木康裕
 - (4) 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所
の別
一級建築士事務所
 - (5) 登録番号
宮崎県知事登録第5590号
- 3 監督処分の内容
建築士事務所の閉鎖11月(平成23年2月1日から平成23年12月31日まで)
- 4 監督処分の原因となった事実
タマホーム株式会社宮崎支店一級建築士事務所の管理建築士であった者が、平成22年12月7日付けで国土交通大臣から建築士法

第10条第 1 項の規定に基づく業務停止11月の懲戒処分を受けた。